

人物専属クリエイター規約

この規約（以下「本人物専属規約」という。）は、ピクスタ株式会社（以下「当社」という。）が管理・運営する「PIXTA」（以下「本サービス」という）の専属クリエイター会員のうち、本サービスの「人物専属クリエイター制度」に基づき人物専属クリエイター会員になることを希望するクリエイター会員（以下「本クリエイター会員」という。）に適用されるものとする。本クリエイター会員が本人物専属規約に同意の上申し出た場合、当社は、当社が定める基準に従い、本クリエイター会員を本人物専属規約に基づく人物専属クリエイター会員として承諾することができる。なお、本人物専属規約は、本サービスの利用規約（「コンテンツ提供契約」を含む。以下「利用規約等」という。）及び専属クリエイター規約（以下「専属規約」という。）に追加されるものである。本人物専属規約と、利用規約等及び専属規約との間に何らかの不一致がある場合は、本人物専属規約の内容が利用規約等及び専属規約を優先して適用されるものとする。

第1条（用語の定義）

本人物専属規約の用語の定義は、本人物専属規約に別段の定めがない限り、利用規約等及び専属規約と同様とする。

第2条（当社の業務）

当社は、本クリエイター会員に対して、次に掲げるサービスを提供することができる。ただし、その内容及び頻度の決定は、当社独自の判断で行われるものであり、当社は何らの責務及び義務を負わないものとする。

- (1) 検索結果など、表示順位の優遇
- (2) 優先的な審査
- (3) マーケティング情報、企画情報その他制作に必要な情報の提供
- (4) 各種サービスや機能の利用における優遇
- (5) 当社が管理・運営するモデルキャスティングシステムの使用許諾、及び本件コンテンツ撮影時のモデルフィー、スタジオを含むロケーションフィー（以下「ロケーションフィー」という。）、その他費用の立替払い
- (6) コミッション率の優遇

第3条（本クリエイター会員の禁止事項）

1. 本件コンテンツの撮影・制作にあたり当社の紹介を通して撮影に必要なモデルや、スタジオを含むロケーション（以下「ロケーション」という。）を手配する場合、本クリエイター会員は次に掲げる行為を行ってはならない。
 - (1) モデル・ロケーション先に過度の負担を強いる行為や、モデル本人の意思を無視した行為
 - (2) 本件コンテンツの撮影・制作を目的としないモデル本人及びモデル事務所との直接連絡行為
 - (3) その他、モデル本人、モデル事務所、ロケーション及び当社に迷惑・不利益又は損害を与える行為

2. また、当社が第2条第5号に基づきモデルフィー、ロケーションフィー、その他費用の立替払いした場合、本件コンテンツについて、本クリエイター会員は、次に掲げる行為を行ってはならない。
 - (1) 第5条に基づき控除した金額が立替金の全額に充当されるまで間の本サービスからの削除
 - (2) 本サービスにアップロード後2年を経過するまでの間の本サービスからの削除
 - (3) 本サービス以外での本件コンテンツの販売その他当社を介さない第三者への提供

第4条 (免責事項)

1. 本クリエイター会員は、モデル等(モデルが所属する事務所等を含むがこれらに限られない)との間で生じたトラブル、ロケーションの設備の破損等に関しては、全て自ら責任をもって解決するものとし、当社は一切の責任を負わないものとする。
2. 本クリエイター会員は、撮影(移動を含む)中に第三者に損害を与えた場合、全て自ら責任をもって解決するものとし、当社は一切の責任を負わないものとする。

第5条 (立替金の償還)

当社が第2条第5号に基づきモデルフィー、ロケーションフィー、その他費用の立替払いをした場合、本クリエイター会員は、立替金全額を償還しなければならないものとする。当社は、当該立替金の償還のために、立替後、本クリエイター会員に発生した販売報酬から立替金の金額を控除することができる。ただし、立替の日付から1年間が経過した場合、又は本人物専属規約が終了した場合(専属規約が終了する場合及び本サービスから退会する場合を含む。以下、本条において同じ。)には、本クリエイター会員は、当該経過日又は本人物専属規約終了から30日以内に、残余の立替金全額を償還しなければならない。

第6条 (存続期間)

1. 本人物専属規約及び専属規約の有効期間は、本人物専属規約適用の日から2年間とする。ただし、期間満了の1ヶ月前までに当社又は本クリエイター会員から書面による解約の申し出がない場合は、本人物専属規約及び専属規約と同一条件で更に2年間延長するものとし、以後も同様とする。なお、規約期間途中での本クリエイター会員からの本人物専属規約の解約はできないものとする。
2. 専属規約第6条第1項及び利用規約等第8条第1項は本人物専属規約において適用されないものとする。

第7条 (解除事由)

1. 当社は、本クリエイター会員が自己のアカウントにおいて特段の理由なく120日の間、モデルリリースが必要な作品が1枚もアップロードが行われなときは、別段の催告を要せず直ちに将来に向かって本人物専属規約及び専属規約の全部若しくは一部を解除することができる。
2. 本クリエイター会員が専属規約第6条第2項の各号に該当し、専属規約が解除され又は利用規約等第8条第4項に基づき本サービスを退会した場合には、本人物専属規約はその時点で解除があったものとみなす。

第 8 条 （存続規定）

利用規約等及び専属規約に規定される存続条項に加えて、本人物専属規約第 3 条第 2 項、第 4 条、第 5 条及び本条の規定は、本クリエイター会員の退会等の理由で、本人物専属規約が終了し、又は解除された後も有効に存続するものとする。

以上

2022 年 11 月 8 日 改定

ピクスタ株式会社